最終更新日:2015年3月31日
株式会社ネクソン
代表取締役社長 オーウェン・マホニー
問合せ先:03-3523-7915
証券コード:3659

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題であると認識し、(1)株主の利益の最大化、(2)ユーザー、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な信頼関係構築、(3)継続的かつ安定的な成長をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めております。

そのために、業務執行に対する厳正かつ適法な監督機能を実現し、有効な内部統制の整備及び運用、コンプライアンスを常に意識した経営、グループ統治による子会社との適正な連携を意識した組織運営に注力しております。

具体的には、経営及び業績に影響を及ぼす重要事項については、取締役及び監査役が適宜報告を受ける組織体制としております。

当社においては、社内の独立した監視機関として内部監査室を設置し、法務部をコンプライアンス統括部署とすることにより、内部統制の強化を図っております。当社のコーポレート・ガバナンスの基本となる「コーポレート・ガバナンス運用指針」を策定し、平成22年7月22日付で取締役会において承認いたしました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NXC Corporation	177,631,400	41.19
NXMH B. V. B. A.	93,593,200	21.70
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITRY-SAMSUNG	13,323,300	3.09
徐 旻	9,257,500	2.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,897,309	1.83
CBNY-ORBIS SICAV	7,189,146	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,417,300	1.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,443,000	1.03
CBNY-ORBIS FUNDS	4,396,310	1.02
The Foundation for children's Library Culture Development	4,000,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	NXC Corporation (非上場)

補足説明 更新

平成27年3月20日付(報告義務発生日平成27年3月9日)でNXMH B. V. B. A.から大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されており、当該報告義務発生日をもってNXMH B. V. B. A.は当社株式10,000,000株を売却しておりますが、上記「大株主の状況」は、平成26年12月31日現在で記載しており、当該売却は考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配及び影響を有形無形に受け、これにより少数株主の利益が害される可能性があると言われています。

当社の支配株主であるNXC社は投資事業及び当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連性のない事業のみを行っており、当社グループ事業の展開に何らの影響もございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現在、NXC社代表取締役のキム ジョンジュが当社取締役に就任しておりますが、親会社の立場から当社グループの経営について把握することが必要であるため当社取締役に就任しておりますので、当社グループの経営に直接的な関与を行うことはありません。また、NXC社と当社グループとの間において重要な経常的取引も発生しておりません。

以上のことから、当社グループが支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うような状況はありません。なお、支配株主との重要な取引については、一般投資家のモニタリングに資するため適時・適切に開示を行います。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本多 慧	他の会社の出身者											
国谷 史朗	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多 慧		―	本多慧氏には、ゲーム業界における経験と幅広い知見に基づき、適切に社外取締役としての業務を遂行していただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。
国谷 史朗		―	国谷史朗氏には、弁護士としての経験と幅広い知見に基づき、適切に社外取締役としての業務を遂行し、特にコーポレートガバナンス、コンプライアンスを充実させる観点から、一般株主の利益を保護していただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、グローバル市場における優秀な経営陣の獲得、企業競争力の強化及び経営の透明性向上につなげることを目的とし、報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査の独立性を確保するため社外監査役3名で構成される監査役会を設置し、毎月1回以上の開催並びに監査計画に基づく業務監査及び会計監査を実施しております。また、当社は、内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、必要な業務監査をする等内部統制の充実に努めております。監査役、第三者機関である会計監査人及び社内監査部門である内部監査室が連携することで、監査の網羅性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中　利重	他の会社の出身者													
大友　巖	公認会計士													
森　亮二	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

田中　利重		―	田中利重氏には、長年にわたる経営者としての経験と幅広い知見に基づき、適切に監査役としての業務を遂行していただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。
大友　巖		―	大友巖氏には、公認会計士としての経験と幅広い知見に基づき、適切に監査役としての業務を遂行していただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。
森　亮二	○	―	森亮二氏には、弁護士としての経験と幅広い知見に基づき、適切に監査役としての業務を遂行し、特にコーポレートガバナンス、コンプライアンスを充実させる観点から一般株主の利益を保護していただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方法により、一部の当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを、第1回新株予約権について平成19年3月29日開催の第5回定時株主総会並びに平成19年8月23日開催の取締役会において、第2回新株予約権については平成21年9月28日開催の臨時株主総会並びに平成21年9月28日、同年12月28日及び平成22年3月30日開催の取締役会において、第3回新株予約権については平成22年9月27日開催の臨時株主総会並びに平成22年10月20日及び同年12月17日開催の取締役会において、第4回新株予約権については平成23年11月2日開催の臨時株主総会並びに同日開催の取締役会において、第5回新株予約権については平成24年3月27日開催の第10回定時株主総会並びに平成24年8月17日及び同年9月20日開催の取締役会において、第6回新株予約権については平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会並びに同年4月22日開催の取締役会において、第7回新株予約権については平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会並びに平成26年2月20日開催の取締役会において、第8回新株予約権については平成26年3月25日開催の第12回定時株主総会並びに同日開催の取締役会において、第9回新株予約権については平成26年3月25日開催の第12回定時株主総会並びに同年5月9日、同年7月18日及び同年10月20日開催の取締役会において決議されたものであります。また、平成27年3月27日開催の第13回定時株主総会において新株予約権の付与にかかる授権について決議されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役にストックオプションを付与する場合、その基準は、その職責及びその権利付与予定者への今後の期待度を総合的に勘案して、個別に支給を検討いたしております。ただし、社外取締役は、株式報酬型ストック・オプションの対象外であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、平成26年3月25日開催の株主総会において、固定報酬額を年額4億円以内、業績連動賞与額を年額10億円以内とする旨の決議を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方	なし

針の有無	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の運営事務局である法務部がサポートを行っております。
監査役(社外監査役含む)については、監査役会の事務局は設置しておりませんが、必要に応じて内部監査室が監査役の業務を補助しております。また、監査役会には、法務部長も出席し、監査役会の運営の補助及び議事録の作成を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社外取締役と監査役との連携によるコーポレートガバナンスモデルを採用しております。
取締役6名のうち2名を社外取締役として選任しております。
これらの取締役と監査役により、毎月の定例開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、各取締役による意見交換及び検討等を行うことで、相互牽制による監督を機能させるとともに、経営上重要な事項に対する迅速な意思決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び監査役が、業務執行取締役の業務遂行を、独立した立場から監督・監査することを期待して、当該モデルを採用するものです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	海外の株主の便宜のため、招集通知を英訳して当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して半期に1回、決算説明会を開催し、社長及び開示担当役員等が決算報告及び事業戦略等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して四半期に1回、アーニングス・コール(決算説明電話会議)を開催し、社長及び開示担当役員等が決算報告及び事業戦略等の説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報の専門ページを設け、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を適時適切に掲載しております。なお、IR資料のほとんどは、原則として英語版を作成し掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部経営企画部グローバルIRチーム	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主をはじめ、当社グループを取り巻くユーザー、取引先、地域社会、従業員等のすべての利害関係者は、当社グループのステークホルダーであり、これらは企業価値の最大化と健全性の確保という点でその利害関係が共通する半面、限られた資源を巡ってその利害関係が対立することがあると認識しております。 当社グループは、従業員に対する教育等により個々のレベルアップ及び士気の向上を図り、取引先と公平な取引を行い、ユーザーに対して良質なサービスを提供することにより企業価値の最大化を図り、配当等を通じた株主還元により、これらのステークホルダー間のバランスを図り、良好な信頼関係を築くことが重要であると考えております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、平成18年5月30日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める旨を、平成21年3月27日及び平成22年4月26日開催の取締役会においてその内容を一部改訂する旨を決議しております。その原文の内容は以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針（以下「本方針」という）を策定する。内部統制の目的は、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、もって企業価値の健全で継続的な増大を図るものである。取締役会は、本方針に定める内部統制システムの実施状況を常時監視するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会
取締役会を毎月1回以上開催し、取締役の職務執行の監督機能の実効性を高めるものとする。
(2)監査役
監査役は常時取締役会へ出席することにより、取締役の職務執行の監査機能の実効性を高めるものとする。また、社外のプロフェッショナルを社外監査役として選任することにより、監査機能の専門性を高めるものとする。
(3)内部監査室
内部監査室にて、継続的に社内業務の内部監査を実施するものとする。内部監査室は代表取締役社長直属の組織とし、内部監査の独立性を高めるものとする。
(4)法務部
法務部を、社内業務の法令遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する相談窓口となることにより、コンプライアンスの確保を図るものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存するものとし、取締役及び監査役は、常時これらを閲覧できるものとする。
3. 財務報告の信頼性を確保するための体制
適正な財務報告についての体制及びその有効性を定時又は随時に評価するための体制を整備するものとする。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を策定し、損失の危険の顕在化の低減を図るとともに、万一重大事態が発生した場合に備え、危機管理マニュアルを策定し、迅速に対応する体制を整備するものとする。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)月次の業務執行の状況を取締役会において報告し、業務の阻害要因がある場合には適時に改善を行うものとする。
(2)ITを活用して、意思決定及び情報共有の迅速化を行うものとする。
6. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制当社グループ各社における地域の特殊性を考慮した独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、必要な事項について定期的に報告を行わせるものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
専属の使用人は置かないが、必要に応じて内部監査室所属の職員に監査業務の補助を命令することができるものとし、監査役より当該命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役又は使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに取締役の職務の執行が法令及び定款に違反する事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
内部監査室長は、内部監査の実施状況を定期的に監査役に報告するものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。
(2)反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力対応部署を法務部として、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

整備状況につきましては、平成22年3月に「内部統制整備プロジェクト」を発足した上、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの構築を図っております。具体的には、「内部統制プログラム」を策定し、平成22年7月22日の取締役会において承認いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその企業集団、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等に反社会的勢力との関係はありません。
当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）を基本理念として尊重し、体制を構築し運用しております。
当社においては、平成21年3月27日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」に反社会的勢力排除の体制整備を追加決議し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断することを反社会的勢力排除の基本方針としております。
社内体制としては、反社会的勢力対応部署を法務部とし、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しております。
新規取引を開始する際には、平成19年4月1日より制定した「取引先管理規程」に基づき「取引開始申請書」を提出することとし、法務部において、実務上の業務マニュアルである「取引開始申請書処理マニュアル」及び「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、日経テレコン等の情報から新規取引先が反社会的勢力と関係していないか調査しております。なお、「取引先管理規程」が制定される前に開始した取引先についても、遡って反社会的勢力と関係していないか調査いたしました。
また、新規の株主に対して当社の株式を譲渡する際にも、当該新規株主が反社会的勢力と関係していないか調査しており、役員登用時及び従業員採用時には、当該役員及び従業員が反社会的勢力と関係していないか、これらの経歴を中心に判断しております。
取引の過程において取引相手に反社会的勢力の関与や犯罪歴等があることが判明した場合には、取引を中止する措置を取るようにしております。そのため、平成21年10月1日より契約を締結する際には、原則として反社会的勢力排除条項を導入しております。
万が一、反社会的勢力からの接触があった場合には、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて対応を行います。また、平成21年8月には当社における不当要求防止責任者を選定して当社の所轄の中央警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制も構築されております。
当社子会社において同様の事態が発生した場合は、当社の法務部と連携して適切な措置を講ずることといたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

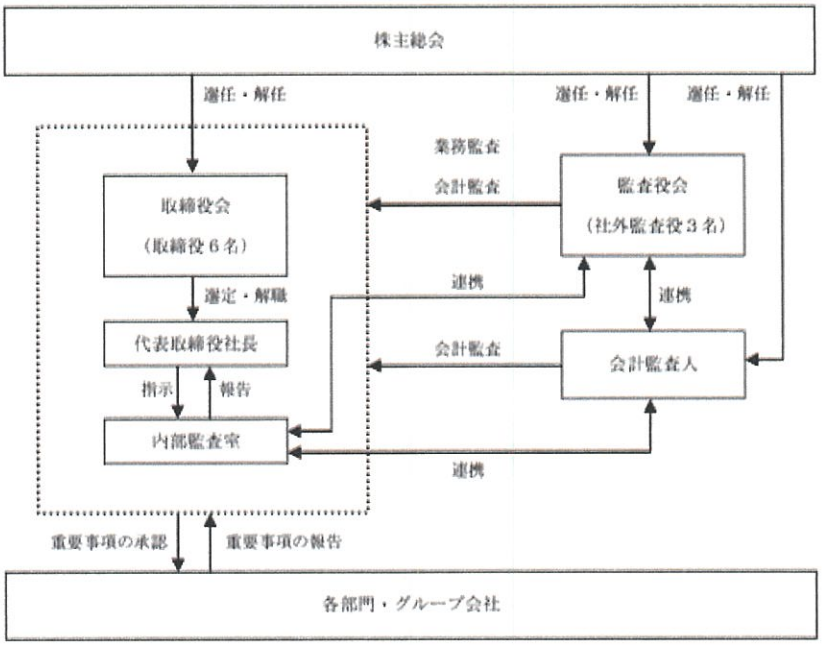
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策を導入しておらず、また、その計画もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

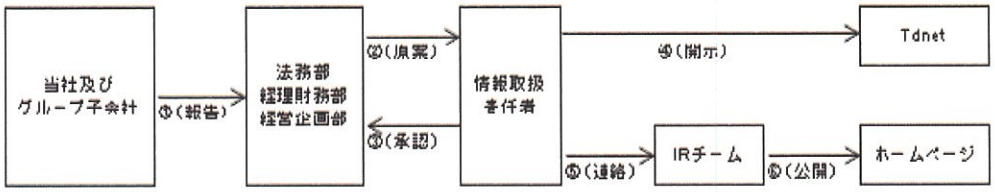
―――



【適時開示体制の概要】

適時開示手続に関する業務フロー図は次のとおりであります。

① 決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



② 決算に関する情報の適時開示業務フロー(決算短信・四半期決算短信)

